**第六号様式別表五（提出用）**（用紙日本工業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　別紙十二　挿入］

**第六号様式別表五（入力用）**（用紙日本工業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５記載要領

［１～３　略］

４　「所得金額（法人税の明細書（別表４）の㉞）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表４の２付表）の㊷）①」の欄は、法人税法第81条の９第４項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表４の２付表）の「仮計㊷」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(7)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

［５～７　略］

**第六号様式別表五の二（提出用）**（用紙日本工業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙十四　挿入］

**第六号様式別表五の二（入力用）**（用紙日本工業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５の２記載要領

［１・２　略］

３　「単年度損益⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の２の13の規定による読替え後の法人税法第59条第１項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは「（第６号様式㊽―別表10⑨）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓―別表10⑨）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑵　法人税法第59条第２項（同項第３号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは「（第６号様式㊽―別表10㉑）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓―別表10㉑）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑶　法人税法第59条第２項（同項第３号に掲げる場合に該当する場合を除く。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは「（第６号様式㊽―別表11⑫）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓―別表11⑫）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑷　法人税法第59条第３項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは「（第６号様式㊽―別表11⑫）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓―別表11⑫）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑸　租税特別措置法第59条の２又は第68条の62の２の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表４）の㉝又は法人税の明細書（別表４の２付表）の㊶の欄において損金算入額（減算した金額）がある場合は当該額を加算し、加算した金額（益金算入額）がある場合は当該額を減算した金額を記載すること。

**第六号様式別表五（提出用）**（用紙日本工業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　別紙十一　挿入］

**第六号様式別表五（入力用）**（用紙日本工業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表５記載要領

［１～３　同左］

４　「所得金額（法人税の明細書（別表４）の㉝）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表４の２付表）の㊶）①」の欄は、法人税法第81条の９第４項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表４の２付表）の「仮計㊶」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(7)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

［５～７　同左］

**第六号様式別表五の二（提出用）**（用紙日本工業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙十三　挿入］

**第六号様式別表五の二（入力用）**（用紙日本工業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表５の２記載要領

［１・２　略］

３　「単年度損益⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の２の13の規定による読替え後の法人税法第59条第１項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊼」とあるのは「（第６号様式㊼―別表10⑨）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓―別表10⑨）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑵　法人税法第59条第２項（同項第３号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊼」とあるのは「（第６号様式㊼―別表10㉑）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓―別表10㉑）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑶　法人税法第59条第２項（同項第３号に掲げる場合に該当する場合を除く。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊼」とあるのは「（第６号様式㊼―別表11⑫）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓―別表11⑫）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑷　法人税法第59条第３項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊼」とあるのは「（第６号様式㊼―別表11⑫）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓―別表11⑫）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑸　租税特別措置法第59条の２又は第68条の62の２の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表４）の㉜又は法人税の明細書（別表４の２付表）の㊵の欄において損金算入額（減算した金額）がある場合は当該額を加算し、加算した金額（益金算入額）がある場合は当該額を減算した金額を記載すること。